

伊達市の特定避難勧奨地点解除について

- 2011年6月30日および11月25日に伊達市霊山町小国地区など計128世帯を指定。うち、94世帯が避難。指定のときの基準は、事故発生時点からの積算線量年20mSv（一般的に、指定時期によるが、毎時 $3.0\mu\text{Sv}\sim 3.2\mu\text{Sv}$ ）※南相馬市では153世帯が指定されたままで、今もほとんどが避難中。解除時期は未定。
- 伊達市では、2012年12月14日に解除。原子力災害対策本部によれば、解除の基準は今後1年間の積算で年20mSv。毎時 $3.8\mu\text{Sv}$ 。避難した94世帯中81世帯が未帰還（朝日新聞2013年6月24日付）※参考）放射線管理区域は3か月で1.3ミリシーベルト。毎時換算約 $0.6\mu\text{Sv}$ 。
- 原子力災害対策本部によれば、12月上旬の測定で、すべての地点が毎時 $3.8\mu\text{Sv}$ を下回っているため、指定解除を決定。
- フクロウの会およびFoE Japanが実施した測定によれば、未だに毎時 $0.6\mu\text{Sv}$ を上回る地点も多い。土壤汚染のレベルも場所によってはセシウム10万ベクレル/kg以上（除染後の人家の庭、畑）を計測するなど、安心できるレベルではない。
- 3か月後の2013年3月に賠償も打ち切り。原子力損害賠償紛争審査会が定めた指針に基づく。※政府側は、個別具体的な事情を考慮し、東電が賠償を支払い続けることもありうるとする。
- 住民説明会などは開かれず、住民は、指定の解除を「報道で知った」。
- 指定の際には、地域を分断するため、「世帯」指定ではなく、「地区指定」にするべく、住民たちが経済産業大臣に要請するも、きき入れられなかった。
- 指定も、解除も、住民にとっては一方的なものであり、「社会的合意」が得られた措置とはいえない。賠償も打ち切られ、避難者は兵糧攻めのようにして、帰還を迫られている。



出典：朝日新聞 2013年6月24日
（見つめる）福島・伊達の小国 避難勧奨解除半年、戻らぬ家族 東日本大震災3年目

伊達市における特定避難勧奨地点の解除に関する政府との会合報告

日時：2013年6月8日10時～11時

対応者：松本真太郎氏など／原子力災害対策本部 被災者生活支援チーム住宅支援チーム

梅原徹也課長補佐／経済産業省資源エネルギー庁 原子力損害対応室

瀬戸麻利江／文科省研究開発局原子力損害賠償対策室係長

当方：阪上武／福島老朽原発を考える会

満田夏花／FoE Japan、中手聖一／原発事故子ども・被災者支援法市民会議代表世話人
（当方からの質問）

- 「20mSv以下」を解除の基準に決めたのはいつ誰か、その根拠は何か
- 除染目標との関係はどうなっているのか
- 「20mSv以下」でも避難指示を解除していない地域もあるがなぜ対応が異なるのか
- なぜ伊達市について解除したのか

- ・ 住民への説明を行ったか
- ・ 解除後3ヶ月で賠償が打ち切られたのは事実か
- ・ 3ヶ月での打ち切りはいつ誰が決めたのか

(先方回答)

<20mSvの根拠／解除基準>

- ・ 20mSvについては、平成23年8月4日、平成24年3月30日付、原子力安全委員会文書を参照。
- ・ 解除基準：「今後」1年間を積算して、20mSv以下となる数値。時間にすると3.8マイクロシーベルト／時。
- ・ 除染目標は長期的目標で1mSv。これは解除基準ではない。
- ・ 飯館村などの「面的」な避難指示がでている場所は、インフラの復旧などで時間がかかる。すなわち解除を決める要素として、線量自体が下がっているか、インフラや学校などが大丈夫か、の二つをみる。

<伊達市小国地区ではなぜ解除されたか。>

- ・ 伊達市小国地区については、12月上旬のモニタリングで、すべての地点が3.8マイクロシーベルトを下回っていることを確認。そのときのモニタリング箇所は130地点。規制委員会HPで公開されている。
- ・ 伊達市には、前から、しばしばやりとりをしており、上記の考え方は共有していた。解除の前日に、関係市町村との会合をもったが、内容は、解除を伝える紙の授受などの形式的な話。
- ・ 伊達市では除染も進んでおり、これからのところも1月中に終了する。

<住民に説明会を実施しなかったのは問題ではないか>

- ・ 住民には、11月下旬に、以上の考え方を通知した。12月上旬にモニタリングを行うことも通知した。その結果、解除になることも郵送で通知した。

<賠償が解除後3ヶ月で賠償が打ち切られたのは事実か>

- ・ 原子力損害賠償紛争審査会の中間指針第二次追補により、解除後、「3か月を当面の目安とする」と書かれている。
ただし、個別の事情がある場合、避難者が東電にさらに賠償を請求し、東電がそれを支払うこともできる。(上記の指針は、あくまで「指針」。3か月を超えた賠償を妨げるものではない)

<緊急時避難準備区域の場合(11カ月)と違うのはなぜか>

- ・ 緊急時避難準備区域の場合は、インフラの復旧までに長期間を有するため、賠償の打ち切りまでより長期間を要する。

(文責：満田夏花／FoE Japan)